

登記・相続に関するQ&A

第4回「司法書士ってどんな人？」

Q 司法書士はどんな人ですか？

A 気軽にご相談いただける皆さまに身近な法律専門家です。

不動産登記、会社や法人の登記、簡易裁判所の訴訟代理、裁判所へ提出する書類の作成、成年後見業務などが司法書士の仕事です。

例えば、こんな時に司法書士に相談してみてください。

- ・不動産を子どもの名義に変えたい（売買や生前贈与など）
- ・相続の手続の仕方がわからない
- ・遺言書を書いておきたい
- ・認知症の親の療養費を工面するために不動産の売却や、預金の引出しなどが必要になった。これらの手続や財産管理をするには後見人が必要と言われたが、どうしたらよいかかわからない
- ・将来、自分が認知症になった時の財産管理が心配
- ・家賃滞納や敷金返還、原状回復トラブルなどで困っている
- ・貸したお金を返してもらいたい
- ・多額の借金をどうしていいかわからない
- ・返し終わった借金があるが、過払いだったかもしれない
- ・会社や法人を作りたい

身近にあるいろいろなトラブル、心配事、気になる事など「どうしたらいいんだろう、ちょっと聞いてみたいんだけど」ということがあれば、どうぞお気軽にご相談してください。

【問い合わせ】札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403  
http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

札幌司法書士会 ☎011-272-9035（法律相談センター予約）  
http://www.sihosyosi.or.jp/

住宅修繕に係る災害義援金の支給

自己所有住宅の居住者が自宅の修理を行った場合は広く支給対象となりますので、必要書類をご持参の上、申請してください。

○対象

外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電気工事、配管工事など住宅補修に係る経費が1万円以上の場合  
※家財、物置、外構などは対象外  
※被災住宅応急修理による支給を受けている方は、その分を費用から控除して算定

○配分金額

修繕した住宅の被災区分	上限額
全壊、大規模半壊、半壊	50万円
一部損壊	15万円

※実際の修理費用の万円未満切り捨て  
(例)全壊で修理費用が49万5,000円の場合、49万円支給

○申請に必要なもの

- ・印鑑（認印）
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ・被災証明書の写し
- ・契約書および完了している場合は領収書

○受付期間

令和3年10月5日(火)まで

【問い合わせ】総務課 財政グループ ☎27-2481  
(役場庁舎別館前プレハブ)

住まいの再建相談会

町・金融機関・住宅建築の専門家が住まいの再建相談を個別に各ブースで受け付けます。

と き 4月23日(木)14時～20時  
最終受付：19時30分

と ころ 総合福祉センター

参加費無料 予約不要

※予約は不要ですが、予約すると1世帯1時間まで待ち時間なしでご相談いただけます。

※住宅建築の専門家にご相談の場合、4月20日(月)までに予約が必要です。

新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください

- ・咳エチケットにご協力ください
- ・風邪などの症状がある場合は参加をご遠慮ください
- ・状況により本相談会を延期する場合があります

予約・問い合わせ  
まちづくり推進課 地方創生・復興計画策定室 ☎27-3179

厚真町住宅リフォーム補助

り災状況が半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

○対象者

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者  
※仮設住宅などへの入居の有無は問いません。  
※管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに限り、  
※居住実態のある住宅に限ります。

○対象工事

屋根、柱、床、内外壁、基礎、梁、<sup>はり</sup>ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、給排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室、照明器具  
※附属建築物(外構工事や物置、車庫等)や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外

○工期

令和3年3月31日までに完了する工事

○補助金額

対象工事費から30万円を控除した額の30%  
※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用した場合はその額と30万円を控除した額の30%

○補助上限

50万円

○申請に必要なもの

- [交付申請時]
- ・交付申請書
  - ・工事見積書の写し(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)
  - ・被災証明書の写し(半壊の方で、住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

[報告時]

- ・交付完了報告書
- ・領収書の写し
- ・工事完成写真

○受付期間

令和3年3月31日(水)まで

○受付窓口

役場庁舎別館前プレハブ

【問い合わせ】建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

一部損壊以上の家屋等の解体費補助期間延長

胆振東部地震で被災した一部損壊以上の家屋等の解体費の補助期間を延長しました。

○補助対象家屋

り災状況が一部損壊以上の町内に存在する共同住宅を除く家屋や非住宅(納屋、車庫、物置など)  
※非住宅のみを解体したい場合も対象

○補助対象工事

平成30年9月6日以降に着工し、令和3年3月31日までに完了する工事

○補助対象経費

建物のみ解体、撤去、処分費  
※家財等の撤去費などは対象外

○補助金額

補助対象工事費の2分の1以内  
※他の補助制度を使って解体した方は対象外

○補助上限

住宅…50万円  
非住宅…30万円  
住宅と非住宅の両方…上限額80万円  
店舗兼住宅など…上限額80万円  
※1工事費に対しての上限額  
※複数棟解体する場合は1工事費として補助額を決定

○申請に必要な書類等

- ・被災証明書の写し
- ・解体費の領収書の写し
- ・解体工事の内容がわかるもの(見積書、契約書など)
- ・解体前の家屋などの写真
- ・印鑑
- ・振込先の口座番号

○手続き

ご自分で解体業者と契約して解体してください。解体工事終了後、必要書類などを用意して下記までお申し込みください。

○受付期間

令和3年3月31日(水)まで

【問い合わせ】住民課 町民生活グループ ☎26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)